



松総行第190号

令和8年7月14日

松本市議会議長 阿部 功祐 様

松本市長 臥雲 義尚



議会からの政策提言への対応方針について

貴市議会から令和8年4月15日付け松議事第16号により政策提言のありました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1 政策提言事項

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 総務委員会 | 移住・定住の促進に関する提言書 |
| (2) 厚生委員会 | 若者の未来設計への支援に関する提言書 |
| (3) 経済文教委員会 | 松本市公設地方卸売市場の展望 |
| (4) 建設環境委員会 | 民間事業者・地域コミュニティと連携した空家等の対策に関する提言書 |

2 政策提言への対応方針

別紙のとおり

政策提言への対応方針

1 移住・定住の促進に関する提言（総務委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
(1) 本市独自の調査・分析の実施 移住者・定住者の正確な現状把握を行うため、ビックデータの活用も含めた手法の研究を検討してください。	(1) 担当課 総合戦略局移住交流推進室 (2) 現状 県が実施する移住者アンケートや移住相談、インタビュー等により現状を把握しています。 (3) 対応方針 移住・定住の促進に向けては、個々の意向把握に加え、人の流れや二拠点居住など多様な居住のあり方の変化を多角的に捉える必要があるため、各種データの特性を踏まえた活用手法について研究します。 その上で、令和8年度より転入手続窓口において転入者調査を実施し、転入の目的や本市を選択したきっかけ等を把握・分析することで、施策立案及び事業改善につなげます。
(2) Uターン施策の実施 Uターン施策として、 ア 就労支援の拡充 イ 出身地との再接続を促す事業の実施 ウ 出身地の魅力を伝える教育プログラム を検討してください。	(1) 担当課 総合戦略局移住交流推進室 (2) 現状 就労支援としてU I ターンに伴う転職サポート事業を市内転職支援会社に委託して実施していますが、Uターンに特化した取組みはありません。 (3) 対応方針 ア 他自治体における先進事例や制度の活用状況等を調査・研究し、移住者向けの就労支援について関係課と連携の上、検討します。 また、U I ターン希望者と地元企業との円滑なマッチングを図るため、市公式移住転職関連ホームページにおける企業紹介コンテンツの更なる充実、周知に努めます。

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	イ 市外在住の本市出身者との継続的なつながりを維持・強化するため、ハタチの記念式典などの機会を活用した情報発信を実施します。 ウ 教育委員会等、関係課と連携の上、検討します。
(3) I ターン施策の実施 I ターン施策として、 ア 既存移住者との交流を促す旅行体験等の提案 イ 地域コミュニティへの接続支援 ウ お試し暮らし体験プログラムの導入 エ 就労・住居等に係る支援の拡充 オ 公民共創の体制構築 カ 学習旅行等の提案と誘致を検討してください。	(1) 担当課 総合戦略局移住交流推進室 (2) 現状 ア 既存移住者との交流機会創出のため、「移住者が営むお店MAP」を配布しています。 イ 令和7年度より地区団体に30万円の交付金制度を導入し、地域における受入体制等を強化しています。 ウ 令和6年度まで移住希望者向けの短期住宅貸出事業を実施しました。 エ 就労については、移住に伴う転職サポート事業を市内転職支援会社に委託して実施しています。住居については、空き家バンクの住居の取得・改修費補助、移住者が入居可能な市営住宅を紹介しています。 オ 包括連携協定(エプソン、信州大学)に基づきセミナーの開催や寄附講義を実施しています。 カ 学習旅行については、松本観光コンベンション協会が学習旅行誘致事業を実施しています。 (3) 対応方針 ア 既存移住者の体験談や本市での暮らしに関する情報収集ができる「移住者が営むお店MAP」について、掲載店舗数及び掲載情報の充実を図るとともに、観光客や移住検討者に対する周知を強化することで、更なる既存移住者との交流機会創出を促進します。 イ 交付金制度を活用した移住者受入

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	れ活動を実施する新たな地域団体を増やすとともに、地域団体との連携を強化し、継続的な後方支援を実施します。 ウ 移住検討者が本市での暮らしを具体的にイメージできるよう、移住者や地域住民との交流、企業見学、地域資源の体験等を組み合わせた体験型プログラムの実施を検討します。 エ 就労にかかる支援について、(2)アと同様の方針で取り組みます。 移住検討者の住居確保を支援するため、「空き家バンク」の掲載情報の充実や利便性向上など、機能改善及び利用促進に向けた取組みについて、住宅課と連携しながら進めます。 また、移住後の円滑な地域定着を促進するため、地域住民との交流機会の創出や地域活動に関する情報提供など、移住者が地域とのつながりを築きやすい環境づくりについても、関係課や地域団体と連携の上、検討します。 オ イの取組みに加え、移住施策の更なる推進に向け、行政のみならず、民間事業者、地域団体等の多様な主体との連携による体制づくりを進めます。 カ 観光ブランド課・松本観光コンベンション協会と連携の上、検討します。
(4) 定住施策の実施 シティプロモーションの目的のひとつとして、市民のシビックプライドの醸成を位置付けたうえで、シティプロモーションの実施を検討してください。	(1) 担当課 総合戦略局移住交流推進室 (2) 現状 令和8年度に、移住促進に加え、定住促進にも重点を置いたプロモーション事業を実施します。 (3) 対応方針 移住者を含む市民の本市に対する愛着と誇りの醸成を図り、定住促進につなげることを目的として、市公式移住・定

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	住SNS等を活用し、本市の魅力を再認識・再発見できるコンテンツを発信します。 また、市公式移住・定住ポータルサイトにおいては、掲載情報の精査及び充実を図るとともに、移住検討者だけでなく移住後の定住者にとっても有用な情報を提供できるよう、掲載内容の見直しを行います。

2 若者の未来設計への支援に関する提言（厚生委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
(1) 若者世代の意識調査の実施 結婚、出産、子育てに関するアンケート調査により、多様な若者の考え方を把握してください。	(1) 担当課 こども若者部若者参画課 (2) 現状 結婚、出産、子育てに関するアンケート調査については、「長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査」を長野県で毎年実施しており、松本市では「結婚支援アンケート」、「子育てに関する調査」、「若者の社会参画実態調査」など各種調査を実施しています。 (3) 対応方針 既存の調査結果の分析に加え、今後実施するアンケートにも現状を反映した項目を加えながら、実態把握に努めていきます。
(2) 未来設計ガイドブックの作成・配布 ライフプランを考えるきっかけづくりとして、以下の内容で未来設計ガイドブックの作成・配布をしてください。 ア ライフステージごとの支援事業を整理して掲載 イ ロールモデルによる体験談等の事例集を掲載 ウ 若者への意識調査の結果・内容を掲載 エ デジタルガイドブックとして配信	(1) 担当課 こども若者部若者参画課 (2) 現状 子育てガイドブックやまつもと暮らしガイドブック（学生用）、くらしの便利帳などライフステージごとで作成し、配布・配信をしています。 (3) 対応方針 ライフステージごとの公的支援については、ホームページ等において支援事業や調査結果等関連する情報を体系的に整理し、「ハタチの記念式典」などのイベント時に配信するなど、対象世代にいきわたるよう工夫して周知していきます。 また、日々の情報変化に対応するために、令和10年度の市ホームページリニューアルに合わせて、より良い情報発信の方法を研究していきます。
(3) 結婚を希望する人への婚活支援 意識調査の結果に基づいた現代の結婚観に応える支援策として、以下の	(1) 担当課 こども若者部若者参画課 (2) 現状

提言事項の要旨	現状及び対応方針
内容を実施してください。 ア 後押しをする婚活サポーター（世話焼き人）の育成 イ 広域及び県との連携による婚活支援の推進 ウ 友活のような緩やかなつながりから始める交流を目的とした事業の実施 エ 若者の参考となる多様な人材による講演・交流の機会の創出	ア 若者参画課に結婚支援のための結婚相談員2名を配置。県が認定した「しあわせ信州婚活サポーター」と市相談員が情報交換を実施するなど連携を図っています。 イ 長野県結婚支援ネットワークや近隣自治体の相談員との意見交換会を定期的の実施しています。 ウ 青少年ホーム事業の「ヤングスクール」など若者が気軽に集まれる居場所づくりを通して、自分づくりや仲間などの交流を深めています。 エ 県や市で実施しているライフデザインセミナーや啓発動画の周知を図っています。 (3) 対応方針 ア 結婚相談員のスキルアップ研修への参加や「しあわせ信州婚活サポーター」との協力体制を維持し、後進の育成に努めていきます。 イ 県や近隣自治体と引き続き連携し、結婚支援を推進していきます。 ウ 若者が自ら企画する事業を引き続き実施していきます。また、結婚相談に寄せられたアンケート等を参考に、出会いを意識しないイベント等の企画を検討していきます。 エ 県や市が実施するセミナー、啓発動画の周知を引き続き図り、情報の提供に努めていきます。

3 松本市公設地方卸売市場の展望に関する提言（経済文教委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
(1) ビジョン（考え）及び「市の一定の関与」の明確化 松本市場の位置付け・将来像及び市場の機能・水準を早期に示してください。 あわせて、「市の一定の関与」を明確にし、議会に提示してください。 民間の活用も含めた多様な手法を検討し、市が主体的に方向性を示し、安定的な市場運営が確保される枠組みを構築してください。	(1) 担当課 産業振興部農政課 (2) 現状 令和6年度から市場内事業者の部類別（青果部、水産物部及び花き部）に市場の在り方について検討してきました。 検討の内容を踏まえ、市の考えとして提示した、民設への移行を前提とした協議を開始することについては、市場内事業者から一定の理解を得ました。 しかし、市の具体的な関与及び支援の方法が明確ではない現段階では、民設への移行そのものに係る理解を得るには至りませんでした。 また、民設への移行が未確定であるため、再整備後に必要な機能及び規模等の検討方法や建替えの適否については十分な議論が行えていません。 (3) 対応方針 有識者等による新たな機関「（仮称）松本市卸売市場在り方検討委員会」において、卸売市場がどうあるべきかの基本に立ち返り、民設への移行の是非や、市の関与及び支援の方法等について、12月末を目途に協議します。
(2) 持続可能な再整備計画の構築 再整備に当たっては、「松本市公設地方卸売市場事業経営戦略」が現在の市場環境や将来像に即した内容となっているか検証を行ってください。 その上で、施設の整備手法と運営方式・スペース活用の方角性を整理し、持続可能な市場運営のための計画を構築してください。	(1) 担当課 産業振興部農政課 (2) 現状 地方公営企業として将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「松本市公設地方卸売市場事業経営戦略」は令和2年2月に策定しました（計画期間は、令和2年度から令和11年度まで）。令和7年度に策定後5年間の検証を行います。

提言事項の要旨	現状及び対応方針
	したが、見直しについては、今後の市場の方向性が決定するまで保留としています。 (3) 対応方針 今後、「(仮称)松本市卸売市場在り方検討委員会」からの意見を踏まえ、今後の市場の方向性について市場内事業者との合意形成を図ります。その後、経営戦略について改めて検証し、市場の方向性に則した内容となるよう、必要に応じ見直します。 方向性に基づいた運営方式に応じ事業者及び関係者と協議を進めます。

4 民間事業者・地域コミュニティと連携した空家等の対策に関する提言（建設環境委員会）

提言事項の要旨	現状及び対応方針
(1) 時代の変化や将来の展望を見据えた第2期計画の改訂	
ア 空家等対策のグランドビジョンの作成	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 住宅マスタープラン等では空家対策について触れていますが、方向性が分かりづらくなっています。 (3) 対応方針 住宅マスタープラン等の内容を整理し、建物の損壊や管理状況、周辺環境、活用の可能性、地域性などの多角的な視点から空家対策の全体像について分かりやすく示します。
イ 管理不全空家等の判断基準の作成	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 管理不全空家等は放置すれば特定空家等になるおそれがある段階を指すため、予防的要素の基準化が必要であり、作成に至っていません。 (3) 対応方針 国のガイドラインや他市町村の基準を参考にしながら判断基準を検討します。
ウ 住宅用地の特例除外措置の検討	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 特定空家等には住宅用地の特例除外措置を適用していますが、管理不全空家等は判断基準を未作成のため、特例措置除外は実施していません。 (3) 対応方針 管理不全空家等の判断基準の作成に合わせ、特例措置除外の導入を検討します。

エ 空家等活用促進区域導入の検討・住宅建設可能用地の周知	(1) 担当課 建設部住宅課 建設部建築指導課 (2) 現状 空家等活用促進区域を導入しなくても、個別の相談により空家の建替えが可能となる場合があります。 (3) 対応方針 規制緩和の効果や地域ニーズ等との合致の観点から、導入に向けた研究を行い、当面の間は、個別の相談対応を継続します。
オ 空家の最新実態調査・地域ごとの特徴の分析	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 令和５年度に現地確認と、町会長への照会により実態調査を実施しましたが、地域ごとの特徴の分析は不十分です。 (3) 対応方針 令和１０年の空家等対策計画見直しに向け、令和９年度に町会の協力を得ながら実態調査を実施し、地域ごとの空家の特徴などを分析します。
(2) 空家等管理活用支援法人の指定と民間事業者との連携	
ア 「ワンストップ窓口」の構築	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 令和７年度から、空き家バンク運営事業を住宅課へ事務移管し、相談窓口を統合しました。相談内容が多岐にわたるため、対応が困難な場合は、担当部署に引き継いでいます。 (3) 対応方針 専門的な相談に対応するため、プロの知見を有する民間事業者等への外部委託を視野に新たな相談体制を検討します。
イ 空き家バンクの充実、効果的な資	(1) 担当課

金面での支援	建設部住宅課 (2) 現状 空き家バンクは登録不動産業者の会費で運営し、市はサイトの運営費のみを委託料として負担しています。また、職員の専門知識不足から、物件情報の提供が不十分なケースがあります。 (3) 対応方針 空き家バンクへの登録件数を増やし、流通を促すため、登録物件への補助金の拡充を検討します。 また、市と民間事業者の役割を整理し、相談窓口の外部委託や空家等管理活用支援法人の指定に合わせ、事業者への財政的支援を検討します。
(3) 地域コミュニティとの連携した空家等対策	
ア 空家等の発生抑制、適正管理のための所有者等に対するアプローチ	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 固定資産税納税通知書への空家対策に関するチラシの同封や、ホームページへの「住まいの終活ノート」掲載、地域づくりセンターの窓口に空家の手引きを置くことなどにより周知を図っています。 (3) 対応方針 引き続き固定資産税納税通知書へのチラシの同封や、終活ノート及び空き家の手引きを活用し、空家発生の予防や適正管理の意識醸成を図ります。
イ 地域ごとの空家等マップの作成	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 入山辺地区では、住民主体で空家等のマップを作成し、見える化を達成しましたが、こうした取組みは他地域まで広がっていません。 (3) 対応方針

	各地域づくりセンターと連携を強化し、センター長会等で入山辺地区の事例やノウハウを共有し、住民主体によるマップ作りを支援します。また、空家について地域全体で考える機会となるよう出前講座を充実させます。
ウ 空家等のデータベース化（学術機関との連携）	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 令和５年度に実態調査を行い、地図上の空家の座標と現地調査の結果を整理しています。 (3) 対応方針 個人情報の取扱いに配慮しつつ、学術機関のノウハウを活かしたデータベース化について研究します。
エ 勉強会開催等の情報発信	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 地域づくりセンター主催のブロック懇談会で町会役員とセンター長に空家対策の説明を行っていますが、住民が直接空家対策に触れる機会は限定的です。 (3) 対応方針 住民が主体となって企画する勉強会等をサポートするため、出前講座の内容を充実させてPRし、住民が空家について考える機会を作ります。
オ 広報まつもとでの地域別空家等情報の発信、空家等に関するシンポジウムの開催	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 地域別空家情報の公表は、防犯上のリスクや個人の特定につながるおそれがあるため、情報発信には慎重な配慮が必要です。 (3) 対応方針 地域活動の紹介や空家問題の現状などを市ホームページ等で発信し、意識

	醸成を図っていきます。 県や不動産団体の主催するシンポジウム及び相談会へ積極的に関与し、市民が空家問題に接する機会を設けます。
(4) 新たな空家等の発生抑制に向けた全庁横断の体制づくり	(1) 担当課 建設部住宅課 (2) 現状 空家等対策計画において、対策の実施体制及び役割分担について規定し、連携を図っています。 (3) 対応方針 健康福祉部、総合戦略局、産業振興部などの庁内関係部局との連携を緊密にして対応していきます。